



茨城労働局発表
平成 24 年 9 月 28 日

【照会先】
茨城労働局労働基準部部賃金室
室長 野口 清
室長補佐 米山 清三
電話 029 - 224 - 6216

倍増の勢い「業務改善助成金」

生産性向上と賃金改善を目指す事業主を支援します

8月までの5カ月間で前年実績を上回る

平成 23 年度から実施している「業務改善助成金」(中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金)の利用件数が今年度急増しており、8月までの5ヶ月間で前年度実績(62件交付決定)を上回る、68件の申請を受理、うち64件について交付決定しています。

国は、最低賃金について2020年度までの目標として「できる限り早期に全国最低800円を確保し、景気状況に配慮しつつ、全国平均1000円を目指すこと」としていますが、厚生労働省では、こうした目標を円滑に達成するため、最低賃金額の引上げの影響が大きい中小事業主に対する支援事業を実施しています。

「業務改善助成金」もその一つで、中小企業の事業主が最低賃金の引上げに先行して、その事業場内で最も低い賃金(「事業場内最低賃金」という。)を4年以内に時間給又は時間換算額で800円以上に引き上げる計画を策定し、かつ、この計画に従って1年あたり40円以上となる引上げを実施する場合において、そのために必要な「生産性向上」等のための費用の2分の1(上限は1年度で100万円。賃金引上げ計画期間中、最大で300万円まで利用することが可能です。)の助成金を交付するものです。

「生産性向上」等のための費用としては、労働能率の増進に役立つような設備・器具の導入や従業員研修など、また労働者がより能力を発揮できるような賃金制度の整備等を実施するための経費などが該当します。

茨城労働局では、最低賃金引き上げを契機に、生産性を向上させることで賃金を改善しようとする中小企業に助成金の利用を勧めてきましたが、今年度は昨年を大きく上回る申請状況となっています。

なおこの助成金は、事前に計画を作成して労働局長の交付決定を受ける必要がありますので、利用をお考えの方には早めのご相談をお願いしております。茨城労働局賃金室では、申請書の書き方をはじめ必要な提出書類について、懇切・丁寧な説明に努めています。

「業務改善助成金活用事例集」を作成

茨城労働局では、これから業務改善助成金の利用を考えている中小企業のために、平成23年度に助成金を利用した事業主の方から助成金利用の目的、活用状況及び成果等についてお聞きし、それを活用事例集（別添資料）としてまとめました。

掲載されているのは、「人的配置の制約を受けずに一定量を安定的に加工できるよう、熟練者以外でも操作が可能な機械を導入」した事例や「造園工事の完成イメージを三次元で提案できる造園ガーデニングCADを導入」した事例など10事例です。

業務改善助成金は、これまで多くの事業場で活用され好評を頂いておりますが、情報や申請ノウハウ不足等により、業務改善助成金の利用に踏み切れないところもあろうかとも思い、そうした懸念を払しょくする目的で作成したものです。

「事例集」は賃金室及び労働基準監督署の窓口で配布（無料）しております。

（資料添付）